

移動等円滑化取組計画書

令和2年7月27日

住 所 高知県高知市棧橋通4丁目12番7号  
事業者名 とさでん交通株式会社  
代表者名 代表取締役 片岡 万知雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p><b>【車両等の整備に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社が保有する乗合車両（一般路線）においては、令和2年3月末時点の低床化率は58.0%にとどまっている。未対応車両の更新時期に合わせ低床の新車及び中古車を購入していく。</li></ul> <p><b>【情報提供・教育に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車椅子乗降可能バス停を示したマップを作製、更新し広く周知する。</li><li>・《在籍乗務員研修》障害者差別解消法等の法律、また高齢者、障害者、車椅子旅客の対応について継続して教育を行っていく。</li></ul>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
低床車両に更新	・ノンステップ車両に5両更新する

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子乗降可能バス停マップ	車椅子乗降可能バス停マップを作製、更新し障害者団体に配布する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子利用の予約制周知	・運用車両や利用バス停に制限があるため、事前予約（専用回線）を広く周知していく

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新採用乗務員への教育	・《採用時の新人研修》障害者差別解消法等の法律、また高齢者、障害者、車椅子旅客の対応について教育を行う。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・道路環境により車椅子乗降が困難なバス停が多く、各協議会等において道路管理者に改修要望を伝えていく。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
低床車両に更新	4 両から 5 両へ変更	低床化率の向上

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。